

報告第 46 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 2 月 13 日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第33号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和8年1月23日

つくば市長 五十嵐立青

損害賠償額の決定及び和解について

学校施設管理上の瑕疵に係る事故に関し、次のとおり損害賠償額を決定し、和解する。

1 事故発生の日時

令和7年10月30日 午後6時40分

2 事故発生の場所

つくば市吾妻二丁目 16 番地 16 つくば市立吾妻小学校

3 相手方

(2) 氏名 □□ □□

4 事故の概要

つくば市立吾妻小学校において、相手方車両が駐車場の入口付近に設置してある排水溝蓋の上を通過したところ、蓋が跳ね上がり、車両底面のマフラー結合部

分を破損させたもの

5 損害賠償額

金 287,512 円

6 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方に対し、金 287,512 円を支払う。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。